

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 白山地区協会会則

制定 平成24年7月2日

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会定款第58条及び会員組織に関する規程第4条第4項に基づき、白山地区協会会則を次のとおり定める。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会白山地区協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を石川県内に置く。

(組織)

第3条 この会は、原則としてこの会の事業区域(白山市・川北町)における会員をもって組織する。

2 この会の、統合、廃止及び名称は、地区協会理事会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。

(目的)

第4条 この会は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

(会費)

第7条 会員は別に定める規則により会費を納入するものとする。

(入会及び退会)

第8条 この会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

2 この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

第3章 地区協会の運営

(地区協会の運営方針)

第9条 この会は、定款で定める目的及び事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針及び指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

(役職と選任)

第10条 地区協会に、次の役職を置く。

(1) 地区協会理事 25人以内

(2) 地区協会監事 2人以内

2 地区協会理事のうち1人を地区協会会長、5人以内を地区協会副会長とする。

3 地区協会理事及び地区協会監事(以下「地区協会理事等」という。)は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会会長及び地区協会副会長の選任)

第11条 地区協会会長及び地区協会副会長は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会理事等の職務)

第12条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

2 副会長は会長を補佐する。

3 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言を行う。

4 地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(地区協会理事等の任期)

第13条 地区協会理事等の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 地区協会理事等は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(地区協会理事等の解任)

第14条 地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会理事会の議決により、

解任することができる。

(地区協会顧問)

第 15 条 この会に、地区協会顧問を置くことができる。

- 2 地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。
- 3 地区協会顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 地区協会の相談に応じること
 - (2) 地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること

第 4 章 会 議

(種別)

第 16 条 この会に、地区協会総会及び地区協会理事会を置く。

(地区協会総会の構成及び機能並びに開催)

第 17 条 地区協会総会は、会員をもって構成する。

- 2 地区協会総会は、会長が必要と認めたときに開催することとする。
- 3 地区協会総会では、会長が総会で議決する必要があると判断した議案について議決する。

(地区協会総会の議長及び議決)

第 18 条 地区協会総会の議長は、地区協会会長とする。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事の中から互選された者がこれに当たる。

- 2 地区協会総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって行う。

(地区協会監事の地区協会総会出席)

第 19 条 地区協会監事は地区協会総会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(地区協会理事会の構成及び機能並びに開催)

第 20 条 地区協会理事会は、地区協会理事を持って構成する。

- 2 地区協会理事会は、次の事項について、理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他地区協会の事業活動に関する重要事項
- 3 地区協会理事会の定時理事会は年 1 回、臨時理事会は会長が必要と認めたときこれを召集する。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

第 21 条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれに当たる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事のなかから互選された者がこれに当たる。
- 3 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。
- 4 やむを得ない理由のため、地区協会理事会に集積できない地区協会理事はあらかじめ通知された事項についてのみ書面または電磁的記録をもって表決、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
- 5 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 6 第 4 項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
- 7 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面または電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会理事会出席)

第 22 条 地区協会監事は地区協会理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることできる。

(議事録)

第 23 条 地区協会理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、出席した地区協会理事のうちから選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

第 5 章 地区協会の会計

(会計)

第 24 条 地区協会の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

- 2 地区協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 地区協会事務局

(地区協会事務局)

第 25 条 地区協会の事務を処理するため地区協会事務局を置き次の職員を配置する。

- (1) 地区協会事務局長 1 名
- (2) 地区協会事務局次長 若干名
- (3) 事務職員 若干名

- 2 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。
- 3 地区協会事務局次長は地区協会事務局長を補佐する。
- 4 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

第7章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第26条 この会則は、定款、規程等の範囲内に置いて、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

1. この会則は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会白山地区協会設立の日から施行する。
2. 施行日に、(財)日本電信電話ユーザ協会 白山地区協会規約（平成17年6月20日制定）は廃止する。

白山地区協会会費規則

会員に関する規程第 5 条に基づき、白山地区協会の会費を以下のとおり定める。

1. 会員は、入会するとき原則としてその年度の年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

(1) 普通会员 2口 2,000円

(2) 賛助会員 1口 10,000円

2. 退会時には返納しない。